

1 1. 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加反対について

北海道部会提出
説明担当 帯広市

TPP協定については、平成23年11月12・13日に米国・ホノルルで開催されたAPEC首脳会議において、野田首相が、交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨を表明し、現在、政府は関係各国との事前協議を実施している。

既にベトナム、ブルネイ、ペルー、チリ、シンガポール、マレーシアの6カ国からは参加の同意を得ており、米国、豪州、ニュージーランドとの間でも継続して協議が進められているが、国民に対する情報提供がほとんど行われていない状況である。

TPP協定への参加は、関税の撤廃のみならず、サービスや政府調達、競争政策や労働をはじめとした国民生活のあらゆる分野に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

特に農林水産業などを基幹産業とする北海道においては、関税撤廃を原則とするTPP協定が締結され、何ら対策がなされなかった場合、北海道の試算によれば、農業産出額で5,563億円の減、3万3,000戸の農業経営の継続が困難になるばかりでなく、関連産業を含め17万人の雇用が失われ、2兆1,000億円を超える影響が生じることが予想されており、道民の暮らしと経済の支柱が失われ、地域社会の崩壊さえ懸念される事態となっている。

そもそも、国は食料自給率50%の達成を目指しているにもかかわらず、農林水産省の試算によれば、国境措置を撤廃した場合、食料自給率は13%にまで低下するとされており、今以上に食料の多くを輸入に頼らざるを得なくなることは、我が国の食料安全保障の上からも認めることはできない。

よって、国に対し、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 道民・国民合意のないまま、関税撤廃を原則とするTPP協定交渉への参加は断じて行わないこと。
- 2 日豪等EPA/FTA交渉においては、乳製品や牛肉、主要水産物、米や小麦、でん粉、砂糖等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- 3 WTO交渉については、「多様な農業の共存」を基本理念に、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、各国の農業が相互に発展することができる貿易ルールの確立を目指すとの政府方針の下、毅然とした対応で臨むこと。
- 4 無秩序な水産物貿易の自由化が世界の水産資源の乱獲を助長し、枯渇に向かわせることのないよう、漁業先進国である我が国がリーダーシップを発揮すること。